

前年比 56 円 up 

## ■ 10 月 1 日から最低賃金が変わります！

令和 8 年 10 月 1 日から、岐阜県最低賃金は**時間額 1,121 円**となります。

最低賃金は、正社員やパート・学生アルバイト・臨時社員などを含む、県内で働く全ての従業員が対象となります。

「ウチは月給制だから最低賃金に関係ない…」といませんか？

「現在の給与が昨年と変わっていないから大丈夫」とは限りません。最低賃金との比較は、月給や日給を 1 時間当たりの賃金に換算して確認する必要があります。

こんな従業員はいませんか？

- ☐ 月給制の従業員
- ☐ 日給制の従業員
- ☐ 基本給＋各種手当で給与を支給している従業員
- ☐ 最低賃金に近い水準で給与を設定している従業員



該当する場合は、令和 8 年 10 月 1 日以降の給与額を一度確認しましょう。

最低賃金の確認方法（月給制の場合）

月給 ÷ 1 ヶ月平均の所定労働時間 = 1 時間当たりの賃金

※1 ヶ月平均の所定労働時間＝

(365 日－年間休日日数) × 1 日の所定労働時間数 ÷ 12 ヶ月

※最低賃金との比較では、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金、賞与などは原則として算入しません。

10 月の給与計算を迎える前に、従業員ごとの給与額を一度確認しておきましょう。

利益の確保へ

## ■ 賃上げを機に、日々の業務を見直しませんか？

最低賃金の引上げを受け、人件費の増加が見込まれます。この機会に、日々の業務や経費を見直してみませんか。

たとえば、予約・会計・受発注の方法を変える、作業手順を整理する、価格や原価を確認するなど、身近な改善から始められます。賃上げを続けるには、売上だけでなく利益を確保する工夫も大切です。

裏面で、利益を確保する 3 つの視点についてご紹介



## ■ 賃上げ後も利益を守る、3つの視点

---

売上を伸ばすだけでなく、今ある業務の中で利益を確保する工夫が、これからの経営を支えます。まずは次の3つの視点から、自社を点検してみましょう。

### ① 価格と原価の確認

「昔からこの値段だから」と、価格を据え置いていませんか。仕入価格や人件費が上がる中、商品・サービスごとに原価を計算し、それぞれがきちんと利益を生んでいるかを確認しましょう。

⇒ 活用できる施策：価格転嫁検討ツール（中小企業基盤整備機構）

登録不要・利用無料で、コスト増加分の価格転嫁の必要性を簡単な入力で確認できるツールです。おおまかな損益状況から、目指すべき取引価格の目安を試算できます。値上げは「申し訳ないこと」ではなく、自社の価値を正しく値付けする機会と捉えてみませんか。

### ② 作業手順の整理

毎日の業務の中に、「なんとなく続けている」手間はありますか。予約・会計・受発注の方法を見直す、書類や在庫の管理を整えるなど、小さな改善が時間の余裕につながります。

⇒ 活用できる施策：デジタル化・AI 導入補助金

会計・受発注・在庫・予約管理などの IT ツール導入費用を補助する制度です。通常枠のほか、インボイス対応やセキュリティ対策に特化した枠もあり、上限 450 万円まで支援を受けられます。

### ③ 外注と内製の最適化

今、外に頼んでいる作業を自社で行えばコストを抑えられる場合があります。逆に、社内で無理をしている業務を専門業者に任せた方が、結果的に安く早く済むこともあります。

⇒ 活用できる施策：商工会の専門家派遣制度

外注と内製の切り分けは、外部専門家の視点が有効です。専門知識を持つ専門家（エキスパート）から、具体的で実践的な指導を受けてみませんか。

## ■ まずは、商工会にご相談ください！

---

「どこから手をつければよいか分からない」——そんなときこそ、商工会の経営指導員にお声がけください。経営状況の整理から、原価計算、業務改善、補助金・融資の活用まで、事業者のみなさまと一緒に考え、次の一歩をお手伝いします。お気軽にご相談ください。（小坂町商工会）電話：0576-62-2176

## ■ 第 20 回小規模事業者持続化補助金

今までできなかったことに、一歩踏み出してみませんか？

この補助金は、売上拡大や販路開拓などの取組みを支援する補助金です。

具体的には、

- ①生産販売拡大のためにオーブンや冷凍冷蔵庫などの設備導入費用
- ②新たなサービスを提供するための製造機械の導入費用
- ③自社商品やサービスを紹介する看板の作成と設置費用
- ④自社商品やサービスを新聞や雑誌などへ掲載する費用
- ⑤商品販売のためのウェブサイト作成や更新に係る費用
- ⑥販路開拓のための展示会出展に必要な出展料や関連する運搬費など
- ⑦新商品の試作用原材料費、新たなパッケージ作成のデザイン費用
- ⑧バリアフリー化、利用客向けのトイレ改装などの店舗改装に係る費用
- ⑨製造・生産強化のためのガス・水道・排気工事などに係る費用



他にも売上拡大や販路開拓に繋がることであれば対象となる可能性があります。

まずは、商工会へお気軽にご相談下さい。(tel : 0576-62-2176)

(申 請 期 間) 令和 8 年 12 月 15 日まで

(採 択 発 表) 令和 9 年 3 月頃予定

(補助対象経費) 機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、新商品開発費、借料、委託外注費

(補 助 率) 2/3 以下

(補 助 上 限 額) 50 万円 ※特例を活用した場合は最大 250 万円

## ■ 【国金】小規模事業者経営改善資金融資制度

商工会には、「商工会の審査・推薦」によって、無担保、無保証人で日本政策金融公庫から融資を受けることができる国の融資制度があります。

(対象事業者) 同一商工会の地区内で事業を行っている小規模事業者

(貸付限度額) 2,000 万円以内 (設備資金・運転資金)

(固 定 金 利) 3.05% (令和 8 年 10 月 1 日現在)

(返 済 期 限) 10 年以内 (据置期間 2 年以内)

●下呂市の利子補給制度を利用することで、返済開始日から

12 ヶ月間の利子額が全額補助されます。